（物件名）　　でのごみの出し方

ごみの分別は条例に定められた市民の責務です。ごみ袋の中に異物が入っている場合等は残置されます。

収集区分	具体例	収集日	出し方	排出場所等
缶	飲料・食品用の缶 ※　一斗缶は対象外（「大型ごみ」へ） 	曜日		
びん	飲料・食品用のびん（割れていないもの） ※　ボトル本体のみ（ふたや栓は対象外） 			
ペットボトル	飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル ※　ボトル本体のみ（キャップとラベルは プラ ） 			
プラスチック類（プラスチック製品とプラスチック製の「容器」と「包装」）	最長部分が50㎝未満のもの（50㎝以上のものは「大型ごみ」へ）  プラスチック製品  プラスチック製の「容器」と「包装」	曜日		
リサイクルできる紙類	新聞、段ボール、雑がみ、紙パック 	曜日		
小型金属類・スプレー缶	最長部分がおおむね30㎝以下の金属類とスプレー缶 （取手を除く長さが上記を超えるものは「大型ごみ」へ） 	曜日		
燃やすごみ	生ごみ類、リサイクルできない紙、ガラス（割れているものを含む。）など 	曜日		
大型ごみ ※まだ使えるものは、人に譲ることでリユース（再使用）を！	家具類、電化製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコン等を除く。）など 			

詳細は

京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト　京都ごみネット　ごみネット　検索

ごみ分別案内アプリ「さんあ～る」

管理者：

（連絡先）　　電話